

高松市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第5項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告および意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

平成21年3月3日

高松市監査委員 谷本繁男
同 吉田正己
同 中村順一
同 岡下勝彦

平成20年度工事監査（随時監査）結果報告等について

1 工事監査（随時監査）の結果に関する報告

(1) 監査の対象（監査対象工事）および工事担当課

No.	監査対象工事名	予算主管課	工事主管課	契約主管課
1	檀浦幼稚園園舎増築工事	教育部 総務課	都市整備部 建築課	財務部 契約監理課
2	高松第一高等学校中館校舎等耐震補強工事	教育部 高松第一高等学校	都市整備部 建築課	財務部 契約監理課

(2) 監査の期間

平成20年11月4日から平成21年2月25日まで

(3) 監査の方法

平成20年度において施工中の建設工事のうち、監査対象工事2件（詳細は別表のとおり）を抽出して、これらの工事の計画、設計、積算、契約、施工、管理、試験検査等が法令等に基づき、適正に行われている

かどうかを主眼として実施した。特に、技術面からこれらの工事の「施工」が適切かつ効率的に行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、監査対象工事の関係部課等（工事主管課等）からそれぞれ関係書類の提出を求めるとともに、関係職員等から説明を聴取するなどして実施した。また、工事現場において、施工状況の確認等を行うため、関係職員等の立会いを求め、実地監査を行った。

なお、当該監査における監査対象工事の設計、積算、施工などの専門技術的事項に係る工事技術調査については、社団法人大阪技術振興協会に委託し、技術士の派遣を求め、書類調査および現場調査を行った。

（４） 監査の結果

監査の結果、関係書類は、おおむね整備されており、工事現場の施工状況についても設計図書に基づき、おおむね適正に執行されているが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

また、既に改善等を指示した軽易な事項については、十分留意し、適正な事務の執行に努められたい。

今後とも、工事の施工に当たっては、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

（５） 今回の監査で指摘した事項

ア 檀浦幼稚園園舎増築工事について

（ア） 廃棄物処理を適正にすべきもの

本工事に伴って発生する産業廃棄物の処理に関しては、分別することなく4トンコンテナに一括して収集されていたので、建設副産物適正処理推進要綱第5章（建設廃棄物）第20の規定に基づき、産業廃棄物の再資源化を促進するため、廃棄物の種類に応じ、小型のコンテナに切り替えるなどして、分別収集を適正に行

うよう措置を講じられたい。

(都市整備部建築課)

(イ) コンクリート工事の施工管理を適正にすべきもの

コンクリートの打設状況を調べると、1階コンクリート壁の打ち上がり状態の中に充填不良（じゃんか）があり、それをモルタル補修したのが見られたが、型枠解体後の異常発見に伴う監督職員への報告がなされていなかったため、平成19年版公共建築改修工事標準仕様書8章7節打込み後の確認等の規定に基づき、主要構造部に影響のあるような欠陥が認められた場合、直ちに監督職員に報告し、補修は監督職員の指示を受けた方法により行わせるよう適正な措置を講じられたい。

(都市整備部建築課)

(6) 今回の実地監査で指摘した事項およびそれに対する措置内容

ア 檀浦幼稚園園舎増築工事および高松第一高等学校中館校舎等耐震補強工事について

(ア) 工事写真の整備を適正にすべきもの

a 改善を要する事項

工事写真については、一部において撮影箇所の特定ができないものが見受けられたため、平成19年版公共建築改修工事標準仕様書1章2節工事の記録(d)および(e)の規定に基づき、工事請負業者に対し、工事の各施工段階において、施工が適切に行われた状況を明確かつ適正に撮影するよう措置を講じられたい。

b 措置された内容（措置通知日 平成21年2月13日）

工事写真については、各施工段階において、施工が適切に行われた状況を明確かつ適正に撮影するよう施工業者に対して指導し、施工部位がわかるよう整理した。

(都市整備部建築課)

イ 高松第一高等学校中館校舎等耐震補強工事について

(ア) 飛来落下による危険防止対策を行うべきもの

a 改善を要する事項

中館から渡り廊下に出る出入口に当たる箇所についての施工状況を調べると、常時、生徒が往来することを前提とする場所であり、飛来落下の危険があるにもかかわらず、落下物養生棚を設置していないので、建設工事公衆災害防止対策要綱第2章（一般事項）第11の規定に基づき、落下物の危害を防止するため、必要な防護措置を講じられたい。

b 措置された内容（措置通知日 平成21年2月13日）

指摘を受け、直ちに落下物養生棚を設置するよう請負業者に対して指導した結果、同養生棚の設置を完了した。

（都市整備部建築課）

(イ) 特記仕様書の記載を適正にすべきもの

a 改善を要する事項

特記仕様書については、平成19年版公共建築改修工事標準仕様書1章6節化学物質の濃度測定の規定に基づき、有害物質に関連する工事が含まれている場合、シックハウス対策に関する事項を特記すべきとしているところ、有害物質に関連する工事が含まれているにもかかわらず、本工事特記仕様書に記載されていなかったため、当該特記仕様書を訂正するなど、適正な措置を講じられたい。

b 措置された内容（措置通知日 平成21年2月13日）

指摘を受け、直ちに特記仕様書を訂正した。

（都市整備部建築課）

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 檀浦幼稚園園舎増築工事および高松第一高等学校中館校舎等耐震補強工事について

ア 工程管理について

本工事の基本工程表を調べると、それに基づき、月間（週間）工程表が作成され、定例会議でも工程管理が確認されており、概ね適切な工程管理が行われていると認められるものの、工程管理をより計画的に行う

ためには、工事関係者全員が工事全体の流れを把握し、各種の工程調整が円滑に行われるように、基本工程表に施工計画書や施工図の提出時期を明記するなど、時宜を得た工程管理が行われるよう指導されたい。

(都市整備部建築課)

(2) 檀浦幼稚園園舎増築工事について

ア 仮設構造物について

本工事の計画建物の周辺については、歩行者が多い生活道路の道路境界となっているにもかかわらず、幼稚園側からの要望に配慮し、仮囲いの高さは1.2メートルとしていたものの、建設工事公衆災害防止対策要綱第4章(仮設構造物)第23で、工事期間中、原則として工事現場の周辺にその地盤面からの高さが1.8メートル以上の板べいその他これに類する仮囲いを設けることと規定されていることから、今後は、適正な仮囲いを使用し、十分な安全確保に努められたい。

(都市整備部建築課)

3 今回の実地監査で付した意見およびそれに対する措置内容

(1) 檀浦幼稚園園舎増築工事および高松第一高等学校中館校舎等耐震補強工事について

ア 施工計画書の追記について

(ア) 意見を付した事項

本工事の総合施工計画書および工種別施工計画書を調べると、工事の進捗にあわせて作成されており、適切な施工管理の実施がなされていると認められるものの、総合施工計画書には母店の関与を含む施工管理体制、安全衛生管理体制、防火管理体制および緊急時連絡体制の記載がないので、今後は適正にこれらを追記されたい。

(イ) 措置された内容(措置通知日 平成21年2月13日)

総合施工計画書に、母店の関与を含む施工管理体制、安全衛生管理体制、防火管理体制および緊急時連絡体制について追記した。

(都市整備部建築課)

別表

No.	予算主管課 工事主管課	工事名・[請負業者]・(業種)	契約金額 (円)	契約期間 (工期)	施工 監理
1	教 育 部 総 務 課 都 市 整 備 部 建 築 課	檀浦幼稚園園舎増築工事 〔村井建設株式会社〕 (建築一式工事)	27,667,500	H20.7.2) H21.1.16	委託
2	教 育 部 高松第一高等学校 都 市 整 備 部 建 築 課	高松第一高等学校中館校舎等耐 震補強工事 〔アジア工業合資会社〕 (建築一式工事)	195,903,750	H20.7.1) H21.1.16	委託
合 計 (1+2)			223,571,250		

注

高松第一高等学校中館校舎等耐震補強工事請負契約については、平成20年11月4日付けで、契約金額を207,948,300円、平成21年1月15日付けで、契約期間の満了日を同年3月19日に変更する契約を締結している。(平成21年3月3日現在)